【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月10日提出
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼ＣＥＯ 山本　圭志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
【事務連絡者氏名】	小泉　貴洋
【電話番号】	03-6203-0200
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
また、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年12月11日から2025年6月10日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（日本を含む）	
	年２回	日本	
	年４回	北米	あり（　　）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	欧州	
	年12回（毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他（　　）	中南米	なし
その他資産（　　）		アフリカ	
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東）	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分
(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記

載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

◆日本を含む世界各国の環境テクノロジー関連企業の株式等に投資します。

➤環境テクノロジー関連ビジネスには、たとえば、クリーンエネルギー、エネルギー効率、水関連技術、環境汚染処理、廃棄物処理、環境マネジメント等があげられますが、環境に関連するビジネス全般の裾野が広がるなか、これらの分野に限らず、様々な分野における環境テクノロジーに注目します。

※上記は主な環境テクノロジー関連ビジネスを示したものであり、これらに限定されるものではありません。

◆外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

◆ラッセル・インベストメントが世界中から運用会社を厳選し、複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

➤ラッセル・インベストメントが行う「マルチ・マネージャー運用」とは

ステップ1
世界中で数多くの運用会社を調査し、環境株式とグローバル株式の各分野において優れた専門家（運用会社）を厳選します。

ステップ2
各分野で厳選された専門家（運用会社）の特徴を活かし、それらをバランスよく組み合わせてファンドを構築します。

ステップ3
運用会社における運用能力の変化等に応じて、ファンドで採用する専門家（運用会社）を入れ替えます。

〈 複数の専門家（運用会社）を組み合わせることによって、リスクの分散を図るとともに、より安定的なリターンの獲得を目指します。 〉

◆運用会社の構成（2024年12月10日現在）

➤当ファンドで採用する運用会社の構成は以下のとおりです。

ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド

環境テクノロジー関連株式とグローバル株式の専門家の組合せ

グローバル株式市場から独自に環境テクノロジー関連銘柄を選択	ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準に沿って適正な株価水準銘柄を選択※
インバックス・アセット・マネジメント・リミテッド（英国ロンドン）	**ラッセル・インベストメント・インプリメンネーション・サービシーズ・エル・エル・シー（RIIS）（米国シアトル）**
目標配分割合：75%	目標配分割合：25%

※ ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準とは、日本を含む世界各国の株式からクリーンエネルギー&エネルギー効率、水関連技術&環境汚染処理、廃棄物処理&環境マネジメント等の事業を行う環境テクノロジー関連企業を選別して作成されています。また、適正な株価水準は運用会社の運用スタイルによって異なります。

（注1）「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」ということがあります。「目標配分割合」とは、運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

（注2）上記の外部委託先運用会社は2024年12月10日現在のものであり、事前の通知なしに随時変更されることがあります。最新の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

（注3）当ファンド全体の運用効率を高めること、各外部委託先運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合における当ファンドの一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。）等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（米国）」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

➤各運用会社の特徴および運用プロセス

インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド（英国ロンドン）

特　徴

- ✓ 1998年に設立し、早くから環境テクノロジービジネス分野の企業リサーチおよび分析を開始しました。
- ✓ 環境問題のトレンドを捉え、持続性且つ成長が見込める企業に着目し、長期的視点から投資を行います。
- ✓ 運用チームはESGスペシャリストを含む経験豊富なメンバーで構成されています。
- ✓ 英国スチュワードシップ・コードの受入れを表明しています。

運用プロセス

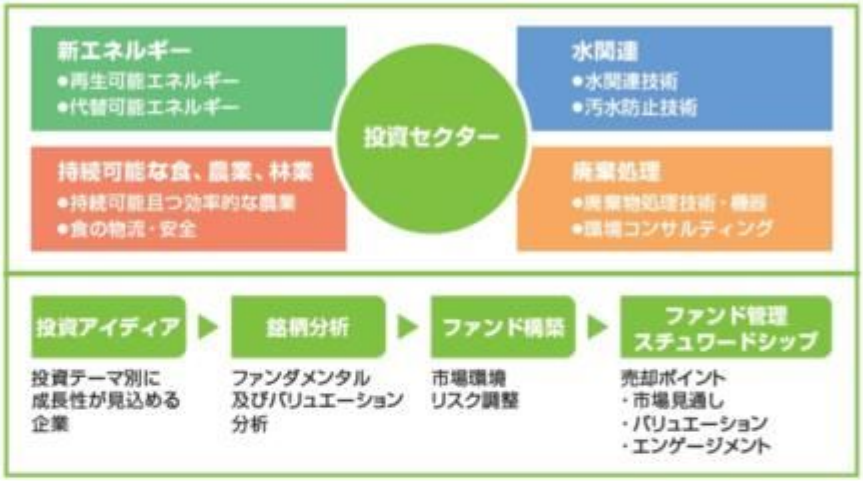

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（RIIS）（米国シアトル）

特　徴

- ✓ 環境テクノロジー関連銘柄のうち同社が独自に開発した「バリュー・コンセプト・アプローチ」を用いて選定したバリュー(割安)度合いの高い銘柄に投資することを基本とします。

運用プロセス

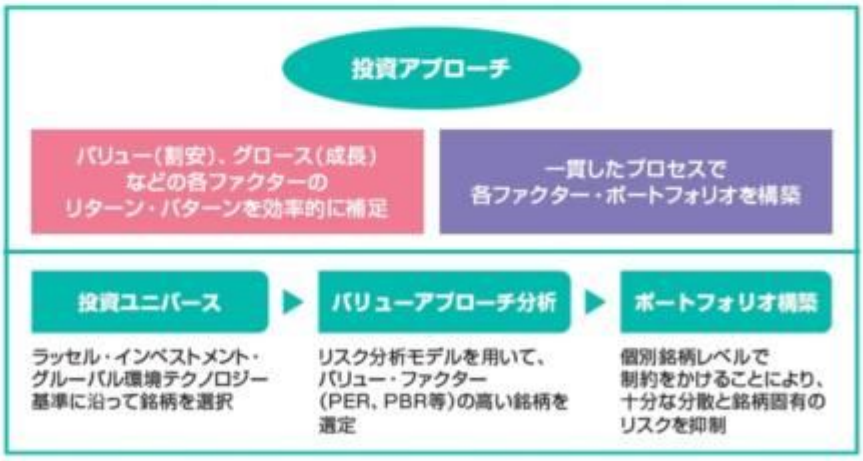

※ 上記の外部委託先運用会社は2024年12月10日現在のものであり、事前の通知なしに随時変更されることがあります。最新の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

ラッセル・インベストメントにおける「ESGファンド」について

当ファンドでは、ラッセル・インベストメント（以下「弊社グループ」ということがあります。）が世界中から運用会社を厳選し、複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。マルチ・マネージャー運用では、運用会社を厳選する段階においてESGを考慮し※、運用会社を評価しています。そのプロセスに加え、ファンドの設定目的等をもとに「ESGファンド」と位置付けています。

当ファンドは環境テクノロジー関連企業に投資することを設定目的としていることから、「ESGファンド」に該当します。なお、当ファンドでは、分野は特定せず、様々な分野における環境テクノロジー関連企業の株式等に投資しますので、特定の分野に対する投資比率の目標や目安は設定しておりません。

※マルチ・マネージャー運用におけるESGの考慮について

弊社グループにおいて、マルチ・マネージャー運用における「責任ある投資家」の責務として、以下のプロセスを採用しています。

- ●運用会社評価において、運用能力の評価（総合評価）の一部として、ESG評価項目を加味
- ●外部委託先運用会社のスチュワードシップ活動のモニタリング
- ●株主権利を積極的に行使するための議決権行使体制整備（議決権行使はグローバルの行使方針のもとラッセル・インベストメントとして行使）
- ●エンゲージメント活動

当ファンドについては、特にESG要素に注目した投資（環境テクノロジー関連企業への投資）を行うため、外部委託先運用会社の選定におけるESG評価は重視すべき要素と考えています。そのため、運用能力の評価（総合評価）が高く、かつESG評価単独においても評価が高い運用会社を採用しています。

ラッセル・インベストメントのスチュワードシップ方針について

ラッセル・インベストメント株式会社は、責任ある機関投資家として、適切に受託者責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れることを表明し、方針を定めて開示しています。また、弊社グループは、議決権行使のプロセスを通じ、さらに企業との直接のエンゲージメントの実践や業界リーダーたちと協同することで、投資先企業の株主価値を向上し、前向きな変化を醸成するよう、積極的に取り組んでいます。

弊社グループにおけるESGファンドの考え方等は、ESGをめぐる状況等に応じて見直す場合があります。

●分配方針

毎決算時(毎年3月10日および9月10日。休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●主な投資制限

◆株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
◆デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

④　信託金限度額
・2,500億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2008年5月1日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2016年12月13日
・ファンド名称変更
新名称：ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド
旧名称：ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

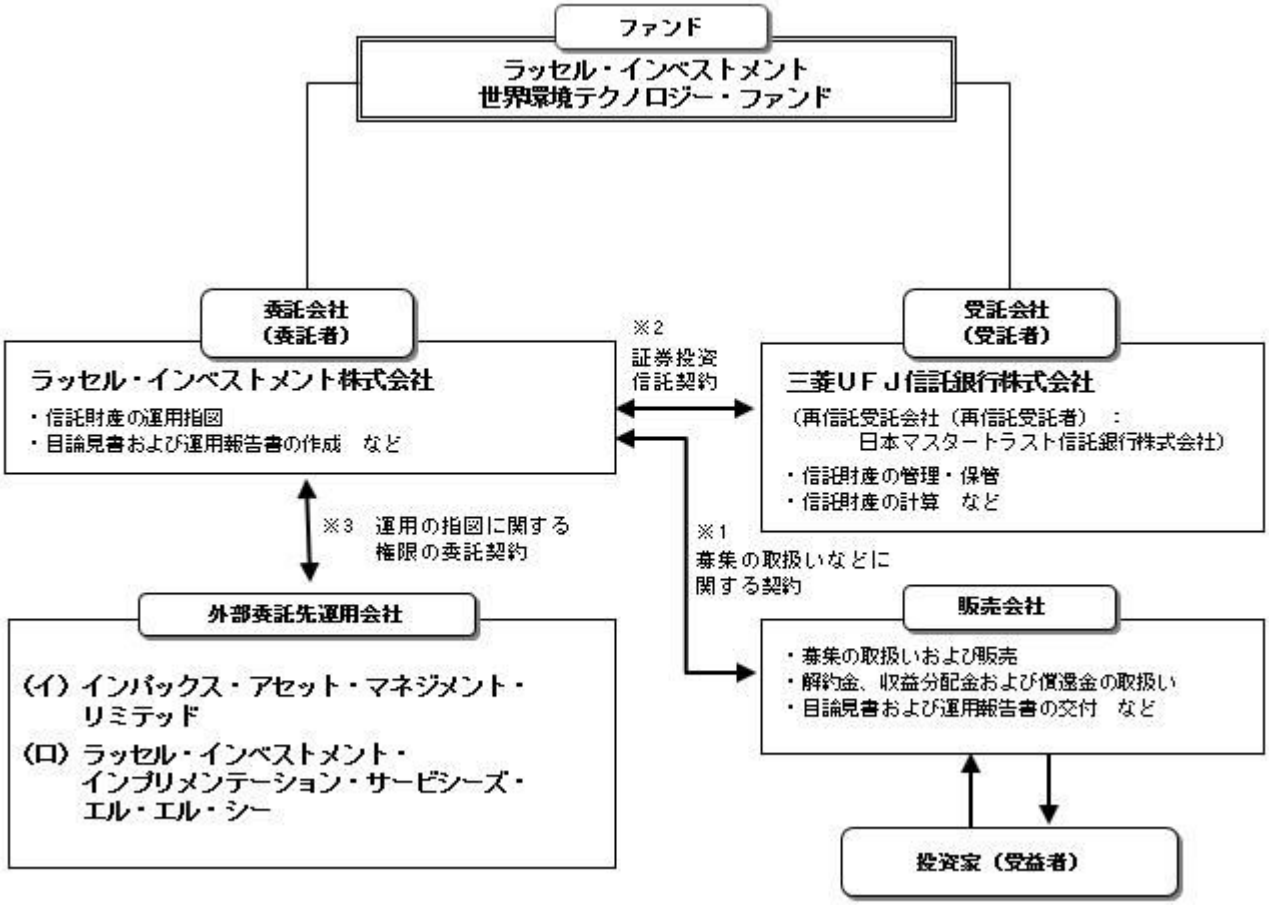

（注）上図は、2024年12月10日現在のものです。株式等の運用指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更されるため、2024年12月10日現在のものと異なることがあります。

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、当ファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

②　委託会社の概況（2024年9月末現在）

１）資本金の額
490百万円

２）沿革

1999年 3月 9 日：	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年 3月25日：	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日：	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年 1月27日：	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
2002年 7月18日：	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年 2月16日：	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年 3月 1 日：	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日：	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

３）大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様に提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント　グループの概要

ラッセル・インベストメント　グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2024年6月末現在で約48兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①主としてわが国を含む世界各国の環境テクノロジー関連株式への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
②運用にあたっては、原則として委託会社が選定した複数の運用会社に運用指図にかかる権限を委託し、各運用会社の組み合わせにより、投資成果の向上を図ります。なお、委託会社の判断により、適宜、運用指図にかかる権限を委託する運用会社の追加、削除または入替え、ならびに各運用会社への委託割合の変更を行うことがあります。
③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④株式以外の資産への投資は、信託財産総額の50％以下とします。
⑤資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。
⑥当ファンドにおける運用の権限委託（2024年12月10日現在）
委託会社は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

（イ）

商号：	インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド《英国》
委託内容：	グローバル株式を対象とした環境関連銘柄中心の運用

（ロ）

商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：	１）キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金相当分の範囲内で株式先物等を活用し、信託財産の運用効率を高めることをいいます。） ２）他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。 ３）他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント(注)） ４）委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。 （注）当ファンドで採用するマルチ・マネージャーの運用アプローチでは、委託会社は運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社を追加、削除または入替え、および各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「ＲＩＩＳ」ということがあります。）に委託します。なお、ＲＩＩＳは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、ＲＩＩＳは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。ＲＩＩＳはラッセル・インベストメント グループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてＲＩＩＳを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

当ファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用します。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社は当ファンドの運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社をいつでも追加、削除または入替えをすることがあります。また、委託会社は各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがありま

す。したがって、当ファンドがその運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、2024年12月10日現在のものと異なることがあります。
なお、当ファンドの最新の外部委託先運用会社に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（２）【投資対象】

わが国を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権
ニ）約束手形
ホ）匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲
委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書ならびに12）および17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに14）の証券のうち投資法人債券ならびに12）および17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを

指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、ＩＤ Ｔｏｋｙｏ ポリシー＆プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。
・委託会社の投資意思決定は、当ファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
・運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）
・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼ＣＥＯ、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。

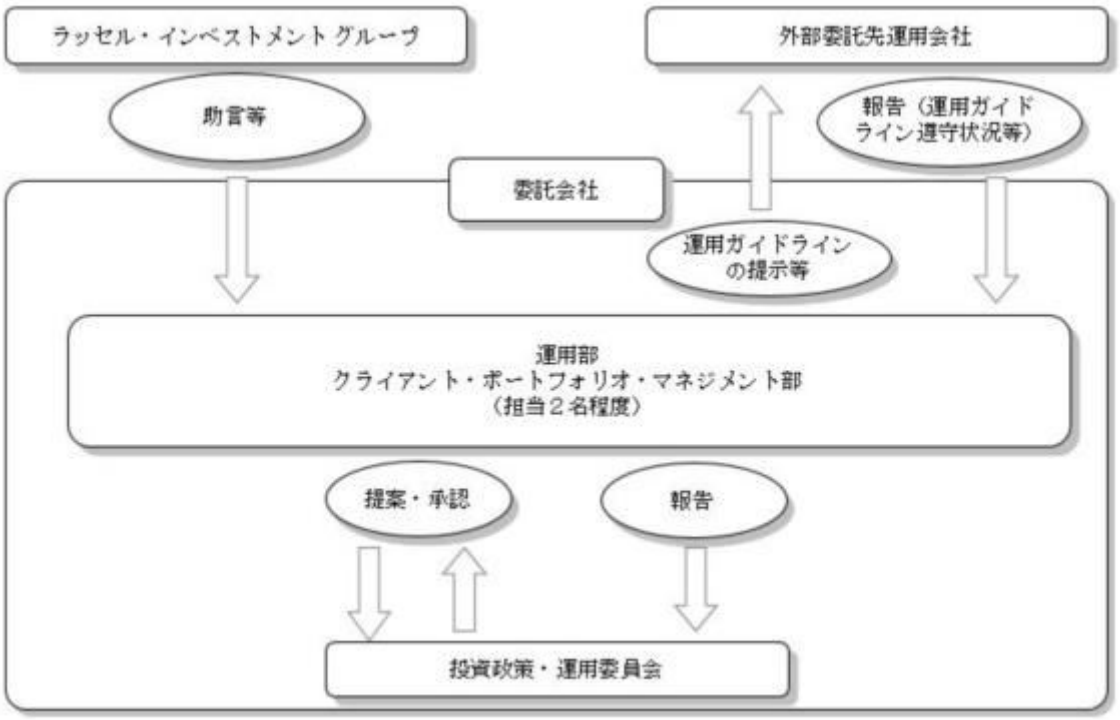

また、委託会社では、以下のようにファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。
・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「３ 投資リスク（２）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
・受託会社
オペレーション部（担当６名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記体制は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）株式の投資割合には制限を設けません。
２）外貨建資産の投資割合には制限を設けません。
３）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
４）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
５）デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
６）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
７）委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
８）投資する株式等の範囲
イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
９）信用取引の指図範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
10）先物取引等の運用指図・目的・範囲
イ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
ロ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
ニ）委託会社は、国内および国外において行われる、金融商品取引法第２条第22項第１号から第４号（ただし、第３号に規定する「前２号及び第５号から第７号までに掲げる取引」は「前２号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
11）スワップ取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託会社は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12）金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

イ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13）有価証券の貸付の指図および範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ）イ）の１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14）有価証券の空売りの指図範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

15）有価証券の借入れ

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

16）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

17）外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

18）資金の借入れ

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

３【投資リスク】

（１）基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けます

が、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

＜主な変動要因＞

① 株価変動リスク
株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは特定のテーマ（環境テクノロジー関連）に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合や、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べて当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

② 株式の発行会社の信用リスク
株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

⑤ 流動性リスク
当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行いますが、市場規模や市況動向によっては当該売却が市場実勢を下げ、期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ 市場動向と乖離するリスク
設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

① 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

④ 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消すことができます。

⑤ 換金申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

⑥ 当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。

⑦ 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

⑧ 分配金に関する留意点
分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（２）投資リスクに対する管理体制
運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の２段階にわたって行われます。

①外部委託先運用会社の管理
・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。

・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理
ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

①および②のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

※上記体制は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

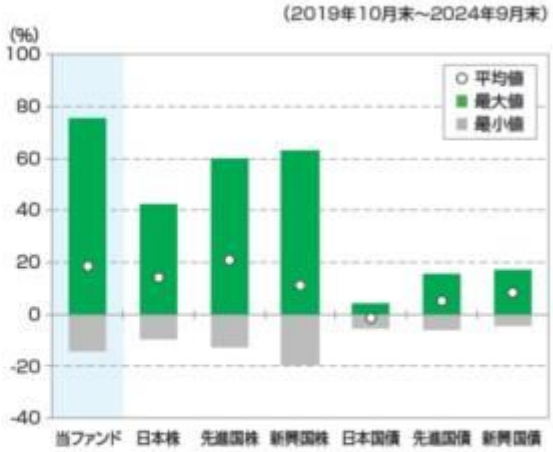

(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	18.6	14.1	20.9	11.1	-1.5	5.2	8.3
最大値	75.2	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	16.6
最小値	-14.1	-9.5	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-4.2

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近１年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近１年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の<「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>をご参照ください。

日本株 ……　ＴＯＰＩＸ(配当込み)
先進国株 ……　ＭＳＣＩ　ＫＯＫＵＳＡＩ(配当込み)
新興国株 ……　ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
日本国債 ……　ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ　国債
先進国債 ……　ＦＴＳＥ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 ……　ＦＴＳＥ新興国市場国債インデックス(円ベース)

上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

<「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありますが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社(以下「NFRC」といいます。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRCが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属しています。また、NFRCは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.98%（税抜1.80%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	年率1.012%（税抜0.92%）

販売会社	年率0.880%（税抜0.80%）
受託会社	年率0.088%（税抜0.08%）

役務の内容	
委託会社	当ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	当ファンドの資産管理等の対価

委託会社の報酬には、当ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産から直接の支弁は行いません。なお、グループ会社であるＲＩＩＳへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、ＲＩＩＳが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はＲＩＩＳと当該運用会社との間で別途定められ、ＲＩＩＳが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

③　支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

①　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。
②　以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
１）振替受益権の管理事務に関連する費用
２）有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
３）目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
４）信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
５）運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
６）当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
７）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
委託会社は、信託財産の純資産総額に年率0.11%（税抜0.10%）を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
③　信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。
④　当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払い資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①　個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）＊については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

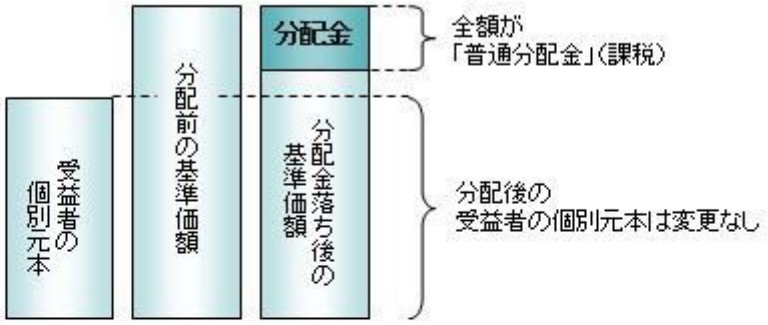

ロ）、ハ）の場合

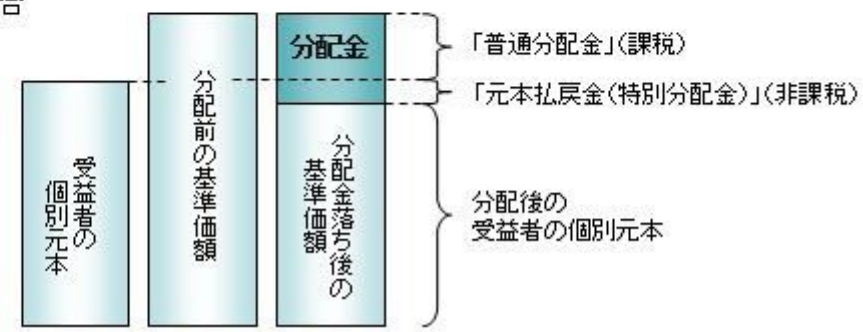

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間における当ファンドの総経費率（年率）は以下の通りです。

対象期間：2024年3月12日～2024年9月10日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.07%	1.98%	0.09%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド】
以下の運用状況は2024年 9月30日現在です。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	66,228,690	1.62
	アメリカ	2,038,354,329	49.74
	カナダ	10,481,554	0.26
	ドイツ	229,745,267	5.61
	フランス	352,651,456	8.61
	オランダ	63,499,015	1.55
	スペイン	1,741,712	0.04
	ベルギー	825,089	0.02
	オーストリア	2,152,547	0.05
	ルクセンブルク	1,763,752	0.04
	フィンランド	1,178,239	0.03
	アイルランド	466,822,837	11.39
	イギリス	197,831,379	4.83
	スイス	249,592,865	6.09
	スウェーデン	5,988,724	0.15
	デンマーク	781,917	0.02
	ケイマン諸島	8,563,450	0.21
	オーストラリア	3,684,576	0.09
	バミューダ	50,924,923	1.24
	香港	3,550,921	0.09
	シンガポール	1,837,025	0.04
	台湾	170,054,284	4.15
	中国	1,829,744	0.04
	ジャージー	54,358,892	1.33
	ガーンジー	2,507,195	0.06
	小計	3,986,950,382	97.30
投資信託証券	アメリカ	5,070,975	0.12

	オーストラリア	440,710	0.01
	香港	1,098,066	0.03
	小計	6,609,751	0.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	104,136,342	2.54
合計(純資産総額)		4,097,696,475	100.00

(注１)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注２)国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第１　ファンドの状況　５　運用状況（参考情報）」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	108,999,331	2.66

(注１)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注２)時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3,135	57,908.41	181,542,883	61,091.29	191,521,209	4.67
2	アイルランド	株式	LINDE PLC	素材	2,295	66,301.41	152,161,748	68,440.46	157,070,861	3.83
3	アメリカ	株式	AGILENT TECHNOLOGIES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,055	19,709.58	139,051,127	21,132.60	149,090,520	3.64
4	アメリカ	株式	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	4,809	29,753.49	143,084,561	29,332.44	141,059,715	3.44
5	フランス	株式	AIR LIQUIDE SA	素材	4,630	26,497.26	122,682,341	28,088.37	130,049,187	3.17
6	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	3,212	34,962.99	112,301,153	38,319.00	123,080,630	3.00
7	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	3,719	28,712.99	106,783,626	29,850.55	111,014,204	2.71
8	アイルランド	株式	PENTAIR PLC	資本財	6,844	12,348.99	84,516,553	13,843.38	94,744,111	2.31
9	アメリカ	株式	WATERS CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,842	47,400.63	87,311,966	51,001.71	93,945,151	2.29
10	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	3,215	25,923.31	83,343,467	29,153.36	93,728,084	2.29
11	アメリカ	株式	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	432	197,648.22	85,384,032	211,086.25	91,189,261	2.23
12	アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェア・サービス	1,243	67,133.30	83,446,703	73,264.73	91,068,067	2.22
13	アメリカ	株式	CARRIER GLOBAL CORP	資本財	7,783	10,095.29	78,571,664	11,492.61	89,447,058	2.18
14	ドイツ	株式	GEA GROUP AG	資本財	12,664	6,727.94	85,202,708	7,062.74	89,442,653	2.18
15	スイス	株式	TE CONNECTIVITY LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,068	20,670.15	84,086,205	21,583.63	87,802,209	2.14

16	フランス	株式	VEOLIA ENVIRONNEMENT	公益事業	17,980	4,751.01	85,423,232	4,792.46	86,168,535	2.10
17	アメリカ	株式	AMERICAN WATER WORKS CO INC	公益事業	4,147	20,840.00	86,423,511	20,685.85	85,784,257	2.09
18	イギリス	株式	ASHTEAD GROUP PLC	資本財	7,286	10,206.38	74,363,729	11,217.28	81,729,114	1.99
19	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	2,768	25,341.71	70,145,857	29,248.23	80,959,105	1.98
20	スイス	株式	DSM-FIRMENICH AG	素材	4,125	19,378.71	79,937,205	19,426.54	80,134,500	1.96
21	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4,606	15,196.46	69,994,909	17,327.42	79,810,106	1.95
22	アメリカ	株式	ANSYS INC	ソフトウェア・サービス	1,706	44,203.48	75,411,139	46,408.65	79,173,173	1.93
23	アイルランド	株式	KERRY GROUP PLC-A	食品・飲料・タバコ	5,294	14,962.50	79,211,504	14,906.70	78,916,096	1.93
24	アメリカ	株式	HUBBELL INC	資本財	1,248	53,969.06	67,353,396	61,156.95	76,323,874	1.86
25	スイス	株式	SIKA AG-REG	素材	1,575	44,667.67	70,351,583	47,790.33	75,269,779	1.84
26	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	13,000	4,987.52	64,837,864	5,687.13	73,932,768	1.80
27	アメリカ	株式	IDEX CORP	資本財	2,378	28,142.07	66,921,852	30,684.09	72,966,779	1.78
28	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	2,093	35,646.21	74,607,519	34,857.52	72,956,791	1.78
29	アメリカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・サービス	1,855	36,491.77	67,692,250	38,808.28	71,989,372	1.76
30	アメリカ	株式	VERALTO CORP	商業・専門サービス	4,432	15,627.50	69,261,114	15,743.11	69,773,503	1.70

(注１)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注２)国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第１　ファンドの状況　５　運用状況（参考情報）」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

(注３)業種は、外国株式はMSCIが採用する世界産業分類基準※（以下「GICS」）の25産業グループ、国内株式は東証株価指数33業種で区分しています。なお、「第１ ファンドの状況 ５ 運用状況 （参考情報）」では、外国株式、国内株式ともにMSCIが採用するGICSの25産業グループで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

※世界産業分類基準（GICS）はMSCIとS&Pが開発したものであり、MSCIとS&Pの独占的な財産です。「世界産業分類基準（GICS）」はMSCIとS&Pのサービス・マークです。

投資有価証券種類別および業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	化学	0.03
		石油・石炭製品	0.07
		ゴム製品	0.09
		ガラス・土石製品	0.02
		電気機器	0.98
		輸送用機器	0.30
		陸運業	0.11
	外国	不動産管理・開発	0.07
		エネルギー	0.17
		素材	14.06
		資本財	23.79
		商業・専門サービス	6.92
		運輸	2.01
		自動車・自動車部品	2.22

		耐久消費財・アパレル	0.24
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.06
		食品・飲料・タバコ	1.93
		ヘルスケア機器・サービス	1.66
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.79
		保険	1.20
		ソフトウェア・サービス	11.48
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.56
		公益事業	4.52
		半導体・半導体製造装置	11.01
投資信託証券	外国	—	0.16
合計			97.46

(注１)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

(注２)業種は、外国株式はMSCIが採用するGICSの25産業グループ、国内株式は東証株価指数33業種で区分しています。なお、「第１ ファンドの状況 ５ 運用状況 （参考情報）」では、外国株式、国内株式ともにMSCIが採用するGICSの25産業グループで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（有価証券先物取引等）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	2	米ドル	569,488.72	81,283,125	579,125	82,658,510	2.01
	アメリカ	ニューヨーク先物取引所	miniMSCI Emg	買建	1	米ドル	54,962.25	7,844,762	59,640	8,512,417	0.20
	アメリカ	ニューヨーク先物取引所	MSCI EAFE	買建	1	米ドル	121,988.58	17,411,430	124,910	17,828,404	0.43

(注１)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注２)評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年9月末日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
14期	(2015年 3月10日)	6,045,687,384	6,045,687,384	1.4360	1.4360
15期	(2015年 9月10日)	5,108,340,081	5,108,340,081	1.3248	1.3248
16期	(2016年 3月10日)	4,484,415,868	4,484,415,868	1.2522	1.2522
17期	(2016年 9月12日)	4,045,853,987	4,045,853,987	1.2557	1.2557
18期	(2017年 3月10日)	4,294,709,625	4,294,709,625	1.5021	1.5021
19期	(2017年 9月11日)	4,053,176,873	4,053,176,873	1.5789	1.5789
20期	(2018年 3月12日)	3,869,157,291	3,869,157,291	1.6815	1.6815

21期	(2018年 9月10日)	3,494,215,294	3,494,215,294	1.6609	1.6609
22期	(2019年 3月11日)	3,185,803,873	3,185,803,873	1.6183	1.6183
23期	(2019年 9月10日)	2,856,753,285	2,856,753,285	1.6491	1.6491
24期	(2020年 3月10日)	2,351,458,313	2,351,458,313	1.4862	1.4862
25期	(2020年 9月10日)	2,942,247,856	2,942,247,856	1.9314	1.9314
26期	(2021年 3月10日)	3,765,593,115	3,765,593,115	2.3801	2.3801
27期	(2021年 9月10日)	4,317,693,223	4,317,693,223	2.7974	2.7974
28期	(2022年 3月10日)	3,551,957,112	3,551,957,112	2.4915	2.4915
29期	(2022年 9月12日)	3,734,036,269	3,734,036,269	2.8193	2.8193
30期	(2023年 3月10日)	3,548,869,310	3,548,869,310	2.8604	2.8604
31期	(2023年 9月11日)	3,664,809,044	3,664,809,044	3.1041	3.1041
32期	(2024年 3月11日)	4,077,587,066	4,077,587,066	3.5816	3.5816
33期	(2024年 9月10日)	3,869,423,088	3,869,423,088	3.5453	3.5453
	2023年 9月末日	3,604,075,267	—	3.0563	—
	10月末日	3,384,150,424	—	2.8818	—
	11月末日	3,670,936,611	—	3.1434	—
	12月末日	3,803,595,285	—	3.2855	—
	2024年 1月末日	3,887,824,950	—	3.3928	—
	2月末日	4,081,754,783	—	3.5845	—
	3月末日	4,234,794,398	—	3.7392	—
	4月末日	4,232,761,649	—	3.7593	—
	5月末日	4,304,110,141	—	3.8384	—
	6月末日	4,411,393,300	—	3.9464	—
	7月末日	4,207,720,426	—	3.8065	—
	8月末日	4,034,607,134	—	3.6918	—
	9月末日	4,097,696,475	—	3.7608	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000
22期	0.0000
23期	0.0000
24期	0.0000
25期	0.0000
26期	0.0000

27期	0.0000
28期	0.0000
29期	0.0000
30期	0.0000
31期	0.0000
32期	0.0000
33期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（%）
14期	11.6
15期	△7.7
16期	△5.5
17期	0.3
18期	19.6
19期	5.1
20期	6.5
21期	△1.2
22期	△2.6
23期	1.9
24期	△9.9
25期	30.0
26期	23.2
27期	17.5
28期	△10.9
29期	13.2
30期	1.5
31期	8.5
32期	15.4
33期	△1.0

(注１)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注２)収益率は、小数点第２位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
14期	1,637,801	484,550,644
15期	6,001,698	360,128,986
16期	10,227,618	284,954,713
17期	10,471,236	369,694,560
18期	3,875,267	366,737,980
19期	272,573	292,302,794

20期	2,150,540	268,182,106
21期	5,529,903	202,671,423
22期	1,627,059	136,829,740
23期	4,157,570	240,565,584
24期	1,898,386	151,914,753
25期	15,307,999	74,150,923
26期	159,449,204	100,751,740
27期	48,135,669	86,766,661
28期	4,327,266	122,172,707
29期	934,730	102,101,201
30期	2,223,131	85,996,973
31期	2,775,307	62,806,740
32期	4,448,386	46,631,274
33期	2,585,124	49,623,432

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2024年9月末現在）

基準価額・純資産の推移（2014年9月末～2024年9月末）

※基準価額および分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
第29期（2022年9月）	0円
第30期（2023年3月）	0円
第31期（2023年9月）	0円
第32期（2024年3月）	0円
第33期（2024年9月）	0円
設定来累計	100円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況 ※比率は、純資産総額に対する比率です。

■ 組入上位5業種

順位	業種	比率
1	資本財	23.8%
2	素材	14.1%
3	ソフトウェア・サービス	11.5%
4	半導体・半導体製造装置	11.1%
5	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.8%

■ 組入上位5ヵ国／地域

順位	国／地域	比率
1	アメリカ	63.4%
2	フランス	8.6%
3	イギリス	6.6%
4	ドイツ	5.6%
5	オランダ	3.4%

■ 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	国／地域	比率
1	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	4.7%
2	LINDE PLC	素材	アメリカ	3.8%
3	AGILENT TECHNOLOGIES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	3.6%
4	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	アメリカ	3.4%
5	AIR LIQUIDE SA	素材	フランス	3.2%
6	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	フランス	3.0%
7	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	アメリカ	2.7%
8	PENTAIR PLC	資本財	アメリカ	2.3%
9	WATERS CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	2.3%
10	SIEMENS AG-REG	資本財	ドイツ	2.3%

年間収益率の推移（暦年ベース） ※当ファンドにベンチマークはありません。

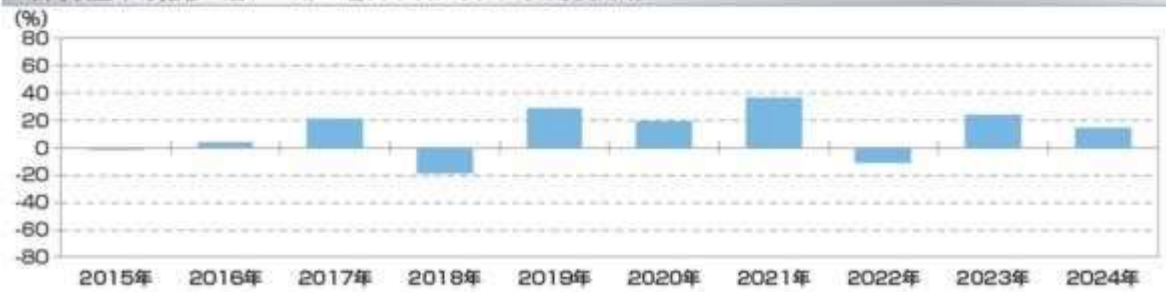

※当ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
※2024年は9月末までの収益率を表示しています。

◆ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
◆ 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。
（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（４）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（５）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所
・ロンドン証券取引所
・フランクフルト証券取引所
（６）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
（７）申込単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
（９）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞
（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（２）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所
・ロンドン証券取引所
・フランクフルト証券取引所
（４）解約制限
当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。
（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（６）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
（７）解約単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（9）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取り消すことができます。

・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

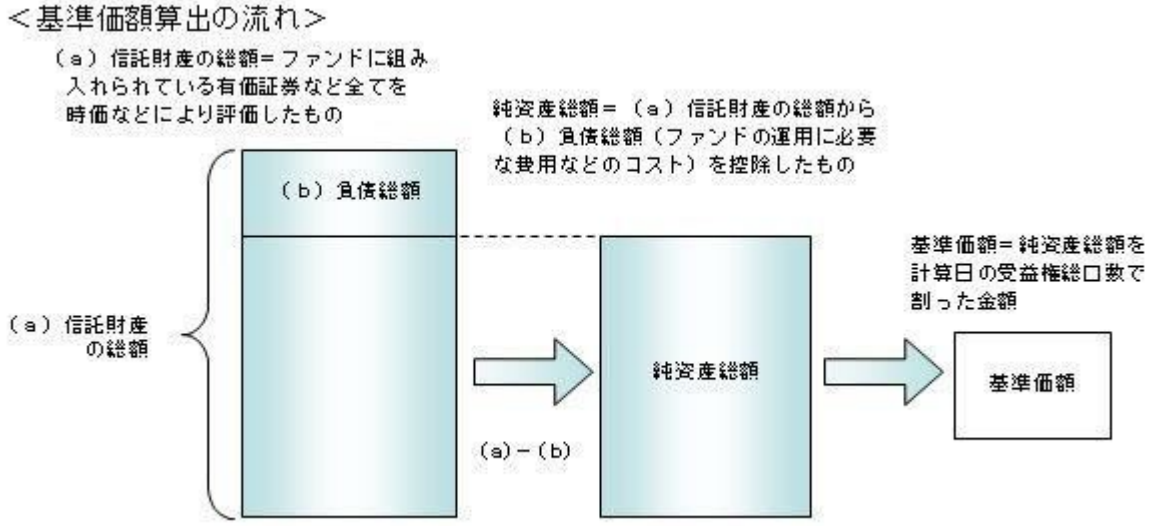

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2008年5月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）信託契約締結日から１年経過後、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が100億円を下回った場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

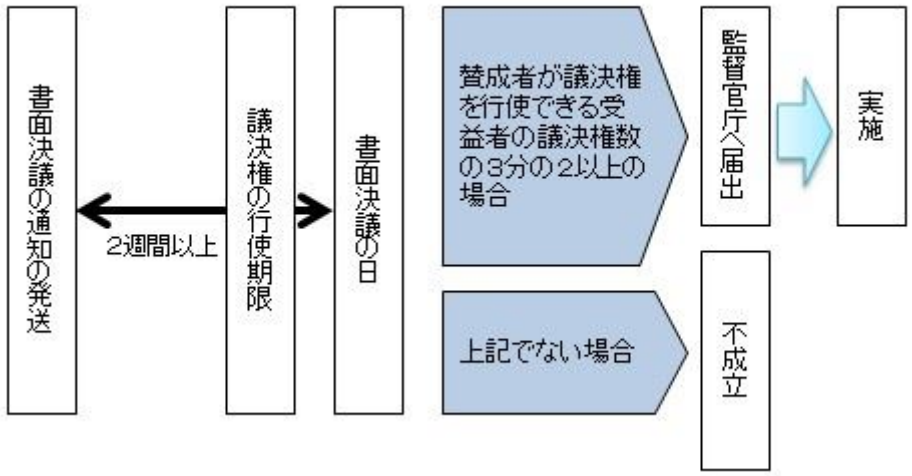

⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページアドレス　https://www.russellinvestments.com/jp/
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス　https://www.russellinvestments.com/jp/

⑦　関係法人との契約について
・委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。
・委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結される当ファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は当ファンドの償還日に終了するものとします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間（2024年3月12日から2024年9月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

区分	第32期 2024年 3月11日現在	第33期 2024年 9月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	33,252,347	32,332,862
コール・ローン	124,330,151	135,968,029
株式	3,949,637,945	3,739,171,047
投資証券	6,174,836	6,229,964
派生商品評価勘定	9,113,715	8,887,832
未収入金	2,791,499	4,606,746
未収配当金	2,486,598	3,167,104
未収利息	-	409
差入委託証拠金	△221,108	8,632,009
流動資産合計	4,127,565,983	3,938,996,002
資産合計	4,127,565,983	3,938,996,002
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,475,387	20,774,896
未払金	5,530,758	3,567,794
未払解約金	2,937,759	2,039,511
未払受託者報酬	1,631,783	1,861,489
未払委託者報酬	35,083,197	40,022,026
未払利息	371	-
その他未払費用	1,319,662	1,307,198
流動負債合計	49,978,917	69,572,914
負債合計	49,978,917	69,572,914
純資産の部		
元本等		
元本	1,138,466,539	1,091,428,231
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,939,120,527	2,777,994,857
（分配準備積立金）	2,736,323,212	2,617,209,370
元本等合計	4,077,587,066	3,869,423,088
純資産合計	4,077,587,066	3,869,423,088
負債純資産合計	4,127,565,983	3,938,996,002

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第32期 自　2023年 9月12日 至　2024年 3月11日	第33期 自　2024年 3月12日 至　2024年 9月10日
営業収益		
受取配当金	17,502,825	28,943,871
受取利息	459,591	409,472
有価証券売買等損益	536,095,947	53,813,208
派生商品取引等損益	10,612,353	1,416,180
為替差損益	23,510,872	△72,693,163
その他収益	262,842	491,450
営業収益合計	588,444,430	12,381,018
営業費用		
支払利息	26,282	2,234
受託者報酬	1,631,783	1,861,489
委託者報酬	35,083,197	40,022,026
その他費用	2,549,096	1,924,372
営業費用合計	39,290,358	43,810,121
営業利益又は営業損失（△）	549,154,072	△31,429,103
経常利益又は経常損失（△）	549,154,072	△31,429,103
当期純利益又は当期純損失（△）	549,154,072	△31,429,103
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,666,678	8,834,927
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,484,159,617	2,939,120,527
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,581,630	7,262,588
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,581,630	7,262,588
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,108,114	128,124,228
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,108,114	128,124,228
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,939,120,527	2,777,994,857

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第32期 2024年 3月11日現在	第33期 2024年 9月10日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第32期 2024年 3月11日現在	第33期 2024年 9月10日現在
1.　期首元本額	1,180,649,427円	1,138,466,539円
期中追加設定元本額	4,448,386円	2,585,124円
期中一部解約元本額	46,631,274円	49,623,432円
2.　計算期間末日における受益権の総数	1,138,466,539口	1,091,428,231口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第32期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第33期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。

2.その他費用
信託財産にかかる主なその他費用はカストディフィーであります。

3. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,856,651円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	526,630,743円
収益調整金額	C	202,797,315円
分配準備積立金額	D	2,192,835,818円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,939,120,527円
当ファンドの期末残存口数	F	1,138,466,539口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	25,816.46円
1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

1. 同左

2.その他費用
同左

3. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	188,175,334円
分配準備積立金額	D	2,617,209,370円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,805,384,704円
当ファンドの期末残存口数	F	1,091,428,231口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	25,703.78円
1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区分	第32期 2024年 3月11日現在	第33期 2024年 9月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券

	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	同左
	デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	デリバティブ取引等 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第32期 2024年 3月11日現在	第33期 2024年 9月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	503,407,722	23,136,349
投資証券	300,043	△472,289
合計	503,707,765	22,664,060

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

第32期（2024年 3月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	113,112,696	－	117,357,630	4,244,934
合計		113,112,696	－	117,357,630	4,244,934

第33期（2024年 9月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	106,124,647	－	103,421,259	△2,703,388
合計		106,124,647	－	103,421,259	△2,703,388

（注）1.株価指数先物取引の評価方法

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

第32期（2024年 3月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	243,449,653	－	246,969,883	3,520,230
	米ドル	243,449,653	－	246,969,883	3,520,230
	売建	133,873,866	－	136,000,702	△2,126,836
	米ドル	133,689,015	－	135,816,561	△2,127,546
	英ポンド	184,851	－	184,141	710
合計		377,323,519	－	382,970,585	1,393,394

第33期（2024年 9月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	339,839,056	－	321,802,316	△18,036,740
	米ドル	339,839,056	－	321,802,316	△18,036,740
	売建	226,429,588	－	217,576,524	8,853,064
	米ドル	225,186,981	－	216,333,258	8,853,723
	ユーロ	1,242,607	－	1,243,266	△659
合計		566,268,644	－	539,378,840	△9,183,676

（注）1.為替予約の評価方法

(1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第32期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第33期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

区分	第32期 2024年 3月11日現在	第33期 2024年 9月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.5816円 (35,816円)	3.5453円 (35,453円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式
次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

日本円	積水化学工業	600	2,226.00	1,335,600	
	ＥＮＥＯＳホールディングス	3,700	747.30	2,765,010	
	ブリヂストン	700	5,375.00	3,762,500	
	日本碍子	400	1,849.50	739,800	
	ブラザー工業	400	2,791.50	1,116,600	
	キーエンス	500	63,470.00	31,735,000	
	東京エレクトロン	200	22,260.00	4,452,000	
	いすゞ自動車	900	2,043.00	1,838,700	
	トヨタ自動車	4,200	2,499.50	10,497,900	
	東海旅客鉄道	1,400	3,377.00	4,727,800	
日本円 計		13,000		62,970,910	
米ドル	EQT CORP	959	31.91	30,601.69	
	COMMERCIAL METALS CO	203	49.31	10,009.93	
	CROWN HOLDINGS INC	3,460	90.90	314,514.00	
	DUPONT DE NEMOURS INC	435	79.56	34,608.60	
	LINDE PLC	1,999	463.08	925,696.92	
	LOUISIANA-PACIFIC CORP	58	93.26	5,409.08	
	NUCOR CORP	210	140.92	29,593.20	
	PPG INDUSTRIES INC	271	126.14	34,183.94	
	STEEL DYNAMICS INC	251	110.74	27,795.74	
	UNITED STATES STEEL CORP	188	32.82	6,170.16	
	ACUITY BRANDS INC	53	248.51	13,171.03	
	CARLISLE COS INC	76	395.08	30,026.08	
	CARRIER GLOBAL CORP	8,250	70.73	583,522.50	
	CUMMINS INC	124	296.81	36,804.44	
	EATON CORP PLC	30	289.38	8,681.40	
	EMCOR GROUP INC	79	364.10	28,763.90	
	EMERSON ELECTRIC CO	408	99.58	40,628.64	
	ENERSYS	69	95.69	6,602.61	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	218	77.91	16,984.38	
	GE AEROSPACE	166	165.35	27,448.10	
	HUBBELL INC	1,248	378.12	471,893.76	
	IDEX CORP	2,378	197.17	468,870.26	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	418	68.60	28,674.80	
	OWENS CORNING	151	156.55	23,639.05	
	PENTAIR PLC	7,051	86.52	610,052.52	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,075	345.30	371,197.50	
	UNITED RENTALS INC	167	695.94	116,221.98	
	JACOBS SOLUTIONS INC	212	144.54	30,642.48	
	REPUBLIC SERVICES INC	2,909	205.30	597,217.70	
	VERALTO CORP	4,696	109.49	514,165.04	
	WASTE MANAGEMENT INC	4,809	208.46	1,002,484.14	
	CSX CORP	1,236	33.76	41,727.36	

	UNION PACIFIC CORP	1,536	251.11	385,704.96	
	APTIV PLC	5,130	69.08	354,380.40	
	TESLA INC	686	216.27	148,361.22	
	KB HOME	85	80.04	6,803.40	
	PULTEGROUP INC	261	131.60	34,347.60	
	LKQ CORP	449	39.98	17,951.02	
	STERIS PLC	2,094	245.50	514,077.00	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	7,055	138.09	974,224.95	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	432	1,384.77	598,220.64	
	WATERS CORP	1,842	332.10	611,728.20	
	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	770	258.83	199,299.10	
	AMDOCS LTD	200	85.40	17,080.00	
	ANSYS INC	1,706	309.70	528,348.20	
	AUTODESK INC	1,960	255.67	501,113.20	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	361	203.53	73,474.33	
	MICROSOFT CORP	3,206	405.72	1,300,738.32	
	SYNOPSYS INC	911	464.16	422,849.76	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	435	66.59	28,966.65	
	ARISTA NETWORKS INC	8	324.77	2,598.16	
	CISCO SYSTEMS INC	1,607	48.70	78,260.90	
	COGNEX CORP	11,635	38.25	445,038.75	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	1,741	17.60	30,641.60	
	TE CONNECTIVITY LTD	4,068	144.82	589,127.76	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	4,860	146.01	709,608.60	
	ANALOG DEVICES INC	32	218.56	6,993.92	
	APPLIED MATERIALS INC	2,768	177.55	491,458.40	
	NVIDIA CORP	5,024	106.47	534,905.28	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	137	230.60	31,592.20	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	1,596	162.78	259,796.88	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	3,719	201.17	748,151.23	
米ドル 計		110,171		17,133,845.56 (2,459,220,853)	
カナダドル	WEST FRASER TIMBER CO LTD	131	118.89	15,574.59	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	155	158.98	24,641.90	
	CGI INC	275	153.56	42,229.00	
	CAPITAL POWER CORP	204	46.04	9,392.16	
	NORTHLAND POWER INC	222	20.18	4,479.96	
カナダドル 計		987		96,317.61 (10,188,476)	
ユーロ	TENARIS SA	781	13.00	10,153.00	
	AIR LIQUIDE SA	4,630	166.20	769,506.00	
	DSM-FIRMENICH AG	4,125	121.55	501,393.75	
	SOLVAY SA	117	31.65	3,703.05	

	UMICORE	94	9.97	937.18	
	WIENERBERGER AG	186	28.84	5,364.24	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	259	40.30	10,437.70	
	ANDRITZ AG	122	59.05	7,204.10	
	BOUYGUES SA	132	32.15	4,243.80	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	433	76.84	33,271.72	
	EIFFAGE	133	96.08	12,778.64	
	GEA GROUP AG	12,664	42.20	534,420.80	
	HOCHTIEF AG	37	106.30	3,933.10	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	3,212	219.30	704,391.60	
	SIEMENS AG-REG	3,215	162.60	522,759.00	
	SIGNIFY NV	220	20.50	4,510.00	
	VALMET OYJ	249	23.63	5,883.87	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	629	58.24	36,632.96	
	KERRY GROUP PLC-A	5,294	93.85	496,841.90	
	BAYER AG-REG	945	28.68	27,102.60	
	EUROFINS SCIENTIFIC	1,102	53.00	58,406.00	
	SARTORIUS AG-VORZUG	471	252.30	118,833.30	
	SAP SE	421	192.58	81,076.18	
	ENGIE	2,012	15.98	32,151.76	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	17,980	29.80	535,804.00	
	ASML HOLDING NV	383	676.50	259,099.50	
ユーロ 計		59,846		4,780,839.75 (756,950,357)	
英ポンド	CRODA INTERNATIONAL PLC	6,873	39.72	272,995.56	
	JOHNSON MATTHEY PLC	145	15.85	2,298.25	
	SMURFIT WESTROCK PLC	445	34.47	15,339.15	
	ASHTEAD GROUP PLC	6,179	52.52	324,521.08	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	2,367	144.00	340,848.00	
	SPIRAX GROUP PLC	3,746	74.60	279,451.60	
	SERCO GROUP PLC	1,913	1.72	3,299.92	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	1,713	4.95	8,489.62	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	172	49.51	8,515.72	
	PERSIMMON PLC	129	15.94	2,056.90	
英ポンド 計		23,682		1,257,815.80 (235,865,618)	
スイスフラン	SIKA AG-REG	1,575	263.20	414,540.00	
	ABB LTD-REG	636	46.07	29,300.52	
	BUCHER INDUSTRIES AG-REG	11	347.00	3,817.00	
	BKW AG	13	156.90	2,039.70	
スイスフラン 計		2,235		449,697.22 (75,962,854)	
スウェーデンク	SSAB AB - B SHARES	1,065	45.00	47,925.00	

ローネ	ATLAS COPCO AB-A SHS	719	176.30	126,759.70	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	524	155.60	81,534.40	
	SKANSKA AB-B SHS	626	201.30	126,013.80	
スウェーデンクローネ 計		2,934		382,232.90 (5,286,281)	
デンマーククローネ	ROCKWOOL A/S-B SHS	7	2,808.00	19,656.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	96	149.20	14,323.20	
デンマーククローネ 計		103		33,979.20 (721,038)	
オーストラリアドル	BLUESCOPE STEEL LTD	774	20.06	15,526.44	
	RELIANCE WORLDWIDE CORP LTD	1,347	5.40	7,273.80	
	AGL ENERGY LTD	1,047	11.47	12,009.09	
オーストラリアドル 計		3,168		34,809.33 (3,322,550)	
香港ドル	CRRC CORP LTD - H	7,000	4.44	31,080.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	4,000	6.72	26,880.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	900	25.25	22,725.00	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LIMITED	8,000	8.88	71,040.00	
	LI AUTO INC-CLASS A	1,900	71.90	136,610.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	6,000	5.48	32,880.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	1,500	28.75	43,125.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	2,000	20.20	40,400.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	1,300	46.90	60,970.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	7,000	7.33	51,310.00	
	GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	36,000	1.14	41,040.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	6,000	2.94	17,640.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	6,500	11.46	74,490.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	2,000	23.45	46,900.00	
香港ドル 計		90,100		697,090.00 (12,826,456)	
シンガポールドル	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	4,400	2.50	11,000.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	3,600	1.45	5,220.00	
シンガポールドル 計		8,000		16,220.00 (1,781,280)	
新台湾ドル	DELTA ELECTRONICS INC	30,785	362.50	11,159,562.50	
	MEDIATEK INC	13,000	1,105.00	14,365,000.00	
新台湾ドル 計		43,785		25,524,562.50 (114,074,374)	
合計		358,011		3,739,171,047 (3,676,200,137)	

②株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

投資証券	米ドル	PROLOGIS INC	80	10,420.00	
		WEYERHAEUSER CO	755	22,853.85	
	米ドル 計		835	33,273.85 (4,775,795)	
	オーストラリアドル	MIRVAC GROUP	2,029	4,463.80	
	オーストラリアドル 計		2,029	4,463.80 (426,069)	
	香港ドル	LINK REIT	1,500	55,875.00	
	香港ドル 計		1,500	55,875.00 (1,028,100)	
合計				6,229,964 (6,229,964)	

有価証券明細表注記
1.通貨種類毎の小計欄の(　)内は邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の(　)内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	62銘柄	99.8%	-	66.9%
	投資証券	2銘柄	-	0.2%	0.1%
カナダドル	株式	5銘柄	100.0%	-	0.3%
ユーロ	株式	26銘柄	100.0%	-	20.6%
英ポンド	株式	10銘柄	100.0%	-	6.4%
スイスフラン	株式	4銘柄	100.0%	-	2.1%
スウェーデンクローネ	株式	4銘柄	100.0%	-	0.1%
デンマーククローネ	株式	2銘柄	100.0%	-	0.0%
オーストラリアドル	株式	3銘柄	88.6%	-	0.1%
	投資証券	1銘柄	-	11.4%	0.0%
香港ドル	株式	14銘柄	92.6%	-	0.3%
	投資証券	1銘柄	-	7.4%	0.0%
シンガポールドル	株式	2銘柄	100.0%	-	0.0%
新台湾ドル	株式	2銘柄	100.0%	-	3.1%

4.通貨の表示
　邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
5.投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2024年 9月30日現在です。

【ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	4,123,875,078円
Ⅱ　負債総額	26,178,603円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,097,696,475円
Ⅳ　発行済口数	1,089,589,443口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.7608円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2024年9月末現在）

資本金の額	490百万円
委託会社が発行する株式総数	40,000株
発行済株式総数	34,090株
過去５年間における主な資本金の増減	該当事項はありません。

（２）会社の機構（2024年9月末現在）

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼ＣＥＯ、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2024年9月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	30本	205,723,257,755円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	30本	205,723,257,755円

３【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(自2023年1月1日　至2023年12月31日)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年1月1日　至2024年6月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第25期 （2022年12月31日現在）	第26期 （2023年12月31日現在）
資産の部			
流動資産			
預金		1,234,739	2,352,886
前払費用		47,298	25,942
未収委託者報酬		311,111	340,826
未収運用受託報酬		1,681,977	1,623,297
未収投資助言報酬		204,377	202,177
未収入金	※2	29,542	-
未収還付法人税等		75,446	-
その他流動資産		87,544	97,472
流動資産合計		3,672,038	4,642,603
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		144,253	123,021
器具備品		38,720	34,300
有形固定資産合計	※1	182,973	157,322
無形固定資産			
ソフトウェア		181	136
無形固定資産合計		181	136
投資その他の資産			
長期差入保証金		138,086	138,106
繰延税金資産		-	38,022
投資その他の資産合計		138,086	176,128
固定資産合計		321,241	333,586
資産合計		3,993,279	4,976,190

（単位：千円）

	第25期 （2022年12月31日現在）	第26期 （2023年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	31,887	31,112
未払金		
未払手数料	59,972	73,479
未払委託調査費	673,472	619,648
未払委託計算費	6,409	6,964
その他未払金	417,542	727,878
未払金合計	1,157,397	1,427,970
未払費用	58,745	83,058
未払消費税等	9,727	339,337
未払法人税等	-	72,130
前受金	59,277	57,857
賞与引当金	357,102	376,568
リース債務	3,240	1,620
流動負債合計	1,677,378	2,389,656
固定負債		
資産除去債務	43,517	49,821
長期未払金	1,001,162	1,013,800
長期未払費用	16,930	17,714
長期リース債務	1,620	-

固定負債合計	1,063,229	1,081,335
負債合計	2,740,607	3,470,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	640,171	892,697
利益剰余金合計	748,985	1,001,511
株主資本合計	1,252,671	1,505,197
純資産合計	1,252,671	1,505,197
負債純資産合計	3,993,279	4,976,190

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第25期 （自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日）	第26期 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,165,693	1,287,240
運用受託報酬	6,756,109	8,714,947
投資助言報酬	550,180	556,402
その他収益	464,378	476,132
営業収益合計	8,936,362	11,034,722
営業費用		
支払手数料	237,223	283,332
広告宣伝費	710	1,570
調査費		
委託調査費	5,479,578	7,104,581
図書費	1,245	1,416
調査費合計	5,480,823	7,105,998
委託計算費	70,290	72,844
業務委託費	358,126	373,668
営業雑経費		
通信費	6,852	6,232
印刷費	7,974	7,889
協会費	10,676	10,664
営業雑経費合計	25,503	24,786
営業費用合計	6,172,676	7,862,200
一般管理費		
給料		
役員報酬	46,419	38,211
給料・手当	1,119,120	1,105,538
賞与	6,393	3,018
賞与引当金繰入額	357,102	376,568
給料合計	1,529,034	1,523,337
福利厚生費	172,748	170,060
交際費	2,393	7,847
寄付金	690	355
旅費交通費	6,159	14,477
租税公課	20,014	26,380
不動産賃借料	163,321	163,321
退職給付費用	170,819	157,168
消耗器具備品費	429,816	532,877

修繕費	3,634	5,551
水道光熱費	4,577	6,251
会議費用	1,351	1,217
固定資産減価償却費	35,215	36,152
諸経費	133,009	135,936
一般管理費合計	2,672,788	2,780,935
営業利益又は営業損失（△）	90,898	391,586
営業外収益		
受取利息	14	47
その他営業外収益	2,517	3,578
営業外収益合計	2,532	3,626
営業外費用		
為替差損	118,086	70,887
営業外費用合計	118,086	70,887
経常利益又は経常損失（△）	△ 24,655	324,325
特別損失		
割増退職金	58,399	53,875
特別損失合計	58,399	53,875
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△ 83,054	270,449
法人税、住民税及び事業税	225	55,945
法人税等調整額	-	△ 38,022
法人税等合計	225	17,923
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 83,280	252,526

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位:千円）

第25期（自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	△ 83,280	△ 83,280	△ 83,280	△ 83,280
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 333,280	△ 333,280	△ 333,280	△ 333,280
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671

（単位:千円）

第26期（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから（1）委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに（4）その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
6．リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

（重要な会計上の見積り）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
*1　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　54,592千円	*1　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　79,554千円

器具備品　39,199千円 *2　関係会社項目 未収入金　29,542千円	器具備品　50,344千円

（損益計算書関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第25期
自 2022年 1月 1日
至 2022年12月31日

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

2．配当に関する事項
(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年3月29日株主総会	普通株式	250,000千円	7,333.52円	2021年12月31日	2022年4月4日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第26期
自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

2．配当に関する事項
(1)配当金支払額
該当事項はありません。

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
同左

（リース取引関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。
未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。

2.金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。	2.金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2022年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。	3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2023年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1.その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 2.当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	1.その他有価証券で時価のあるもの 同左 2.当期中に売却したその他有価証券 同左

（デリバティブ取引関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1．採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1．採用している退職給付制度の概要 同左
2．退職一時金制度　（単位：千円） (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高　960,625 退職給付費用　112,646 退職給付の支払額等　△ 72,109 長期未払金の当期末残高　1,001,162	2．退職一時金制度　（単位：千円） (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高　1,001,162 退職給付費用　110,661 退職給付の支払額等　△ 98,022 長期未払金の当期末残高　1,013,800
(2)退職給付費用　（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用　112,646	(2)退職給付費用　（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用　110,661
3．確定拠出制度　（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額　48,602	3．確定拠出制度　（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額　47,895

（ストック・オプション等関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	111,691
未払費用	213,598
賞与引当金	109,344
資産除去債務	7,500
長期未払金	306,555
長期未払費用	5,184
その他	2,532
繰延税金資産合計	756,407
評価性引当額	△ 756,407
繰延税金資産の純額	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 16.69%
住民税均等割	△ 0.20%
評価性引当額の増減	△ 13.90%
その他	△ 0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 0.27%

（単位：千円）

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	56,359
未払費用	197,882
賞与引当金	115,305
資産除去債務	10,697
長期未払金	310,425
長期未払費用	5,424
その他	17,993
繰延税金資産合計	714,087
評価性引当額	△ 676,065
繰延税金資産の純額	38,022

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.05%
住民税均等割	0.06%
評価性引当額の増減	△ 27.30%
その他	△ 2.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.09%

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1．当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3．当該資産除去債務の総額の増減 （単位：千円） 当期首残高 41,239 時の経過による調整額 2,277 当期末残高 43,517	3．当該資産除去債務の総額の増減 （単位：千円） 当期首残高 43,517 時の経過による調整額 2,573 見積りの変更による増加額 3,730 当期末残高 49,821 当事業年度において資産除去債務に係る契約の更新があり、使用見込期間が延長し、また、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになりました。したがって、契約変更時の見積り期間、割引率で資産除去債務を見積り直し、新たな見積額と変更前の資産除去債務残高との調整額として3,730千円加算しております。

（収益認識関係）

第25期
自 2022年 1月 1日
至 2022年12月31日

1．顧客との契約から生じる収益を分析した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362
成功報酬	-	-	-	-	-
合計	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第26期
自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

1．顧客との契約から生じる収益を分析した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,287,240	8,437,457	556,402	476,132	10,757,233
成功報酬	-	277,489	-	-	277,489
合計	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第25期
自 2022年 1月 1日
至 2022年12月31日

1．セグメント情報
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2．関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362

(2)地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	5,132,006	投資一任業・投資助言業
B社（※）	930,773	投資一任業・投資助言業

（※）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

第26期
自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

1．セグメント情報
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2．関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

(2)地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	7,373,732	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第25期 （自2022年1月1日　至2022年12月31日）

1．関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国，ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	724,500	未払金	229,612

親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,959,589	未払金	146,049

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）
(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

第26期　（自2023年1月1日　至2023年12月31日）

1．関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	823,415	未払金	494,997
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,631,387	未払金	120,828

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）
(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
1株当たり純資産額	36,746.00円	1株当たり純資産額	44,153.64円
1株当たり当期純損失	2,442.96円	1株当たり当期純利益	7,407.64円
損益計算書上の当期純損失	83,280千円	損益計算書上の当期純利益	252,526千円
1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に関する当期純損失	83,280千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	252,526千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表
（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）
資産の部		
流動資産		
預金		5,235,598
前払費用		42,175
未収委託者報酬		399,664
未収運用受託報酬		1,707,033
未収投資助言報酬		105,542
未収入金		408
その他流動資産		130,917
流動資産合計		7,621,341
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備		113,556
器具備品		43,663
有形固定資産合計	*1	157,219
無形固定資産		
ソフトウエア		113
無形固定資産合計		113
投資その他の資産		
長期差入保証金		122,091
繰延税金資産		55,464
投資その他の資産合計		177,555
固定資産合計		334,889
資産合計		7,956,230

（単位：千円）

	第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）
負債の部	
流動負債	
預り金	46,040
未払金	
未払手数料	89,089
未払委託調査費	1,062,259
未払委託計算費	7,551
その他未払金	3,216,918
未払金合計	4,375,818
未払費用	148,820
未払消費税等	656,636
未払法人税等	28,975
前受金	80,918
賞与引当金	179,881
流動負債合計	5,517,091
固定負債	
資産除去債務	50,652
長期未払金	871,499
長期未払費用	19,732
固定負債合計	941,884
負債合計	6,458,975
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	13,685
資本剰余金合計	13,685
利益剰余金	

利益準備金	108,814
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	884,754
利益剰余金合計	993,568
株主資本合計	1,497,254
純資産合計	1,497,254
負債純資産合計	7,956,230

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

		第27期中間会計期間 （自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日）
営業収益		
委託者報酬		816,739
運用受託報酬		9,046,973
投資助言報酬		283,261
その他収益		302,229
営業収益合計		10,449,204
営業費用		8,758,051
一般管理費	*1	1,452,808
営業利益		238,344
営業外収益		
受取利息		28
その他営業外収益		2,570
営業外収益合計		2,598
営業外費用		
為替差損		147,848
営業外費用合計		147,848
経常利益		93,094
特別損失		
割増退職金		104,010
特別損失合計		104,010
税引前中間純損失（△）		△ 10,916
法人税、住民税及び事業税		14,469
法人税等調整額		△ 17,442
法人税等合計		△ 2,973
中間純損失（△）		△ 7,943

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬

	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
6．リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（中間貸借対照表関係）

第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）	
*1　有形固定資産の減価償却累計額	144,979 千円

（中間損益計算書関係）

第27期中間会計期間 （自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日）		
*1　減価償却実施額	有形固定資産	15,080 千円
	無形固定資産	22 千円

（リース取引関係）

第27期中間会計期間 （自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）
1．金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。 2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2024年6月30日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第27期中間会計期間末
（2024年6月30日現在）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第27期中間会計期間
（自　2024年1月 1日
至　2024年6月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間末
（2024年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
　当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	49,821 千円
時の経過による調整額	831 千円
当中間期末残高	50,652 千円

（収益認識関係）

第27期中間会計期間
（自　2024年1月 1日
至　2024年6月30日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	816,739	9,036,337	283,261	302,229	10,438,568
成功報酬	-	10,636	-	-	10,636
合計	816,739	9,046,973	283,261	302,229	10,449,204

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第27期中間会計期間
（自　2024年1月 1日
至　2024年6月30日）

1．セグメント情報
　当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
　従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2．関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	816,739	9,046,973	283,261	302,229	10,449,204

(2)地域ごとの情報
　①営業収益
　本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	8,264,240	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第27期中間会計期間 （自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日）	
1株当たり純資産額	43,920.64円
1株当たり中間純損失（△）	△233.01円
中間損益計算書上の中間純損失（△）	△7,943千円
1株当たり中間純損失（△）の算定に用いられた普通株式に関する中間純損失（△）	△7,943千円
差額	―
期中平均株式数 普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失（△）については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第27期中間会計期間 （自　2024年1月 1日 至　2024年6月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2024年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）外部委託先運用会社

名　　称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド	22.134百万英ポンド	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
（３）外部委託先運用会社
委託会社との契約により、当ファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。
（３）外部委託先運用会社
Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
①　委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
②　ファンドの基本的性格など
③　委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

④　委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤　目論見書の使用開始日

（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
②　投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
③　投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④　「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤　「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥　請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧　「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨　商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪　有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
⑫　委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
②　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

（５）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

（９）交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　当初元本額についての記載。
②　基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
③　所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年3月22日

ラッセル・インベストメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴　田　光　夫

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年11月22日

ラッセル・インベストメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンドの2024年3月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンドの2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年9月19日

ラッセル・インベストメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久 保 直 毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と

なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。